

十日町市の

自治、まちづくりの基本条例策定に向けて



「自治、まちづくりのルール(自治基本条例)」 って何？

(一般的な定義)

- ・自治、まちづくりに対する、市民・地域・各種団体・議会・行政等のそれぞれの役割・権利・義務・責任を明確に定めたもの

- ・自治体の最高規範の性格をもち、「自治体の憲法」とも呼ばれる。

なぜ、今なのか？

①豪雪・地震・豪雨、災害に備えて

地域・自主防災組織・住民・行政等の役割分担を明確にし、助け合い、支え合う仕組みづくりが必要

②「公共サービス」の担い手が多様化(新しい公共)

・「協働のまちづくりモデル事業」や「新しい公共モデル事業」などを通じて、企業や各種団体などに「公共」の担い手が少しずつ増えている。
・この流れを本物にするための仕組みが必要。

③新しい地域自治組織(24年度から)

現行の地域協議会を廃止し、地域の責任と判断で活動できる「地域自治」を重視した組織に見直す。

条例の策定がゴールではない。

条例を定めることの意味

自治、まちづくりの姿勢を将来にわたり一貫性を示す。

●重み

向こう30年後の十日町市の将来像を市民みんなが共有し、責任を負う。

●継続性

市長や担当者が変わっても取組みが後退しない。

条例を手段として

自治、まちづくりに必要な権利・義務・責任を明確にしなが
ら、「自治の確立」・「協働」・「新しい公共」への意識を定
着させたい。